

定 款

2022 年 6 月 29 日改定

リソルホールディングス株式会社

リソルホールディングス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、リソルホールディングス株式会社と称し、英文では RESOL HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 レジャー施設（別荘、コンドミニウム、ペンション、マンション、ホテル、旅館等の宿泊住居施設、ゴルフ場、テニス場、スキー場、アスレチック、プール、マリーナ等の屋内、屋外、陸上、水上各種スポーツ施設、遊園地、遊戯場等の娯楽施設、劇場、映画館、催事会場、カルチャーセンター等の催物施設、多目的温泉保養施設等の保養施設）、エステティック等の美容施設および結婚式場等の冠婚葬祭施設の企画、建設、経営、運営受託ならびにその施設の所有権、利用権およびクラブ会員権の売買ならびに仲介
- 2 レストラン、食堂、喫茶店ならびに宿泊施設、スポーツ施設、娯楽施設、催物施設等における売店の経営、運営受託
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づくカフェー、バー、ナイトクラブ、ディスコの企画、建設ならびに経営、運営受託
- 4 前1号、2号、3号の諸施設を有するリゾート事業の開発と経営、運営受託
- 5 アスレチック、テニス、ゴルフ、スキー、スケート、スイミング、スキューバダイビング等の屋内、屋外、マリン各種スポーツ教育施設の経営、運営受託
- 6 ゴルフ用品、用具の製造
- 7 スポーツ用品、用具の企画、販売ならびに輸出入
- 8 不動産の売買、仲介、交換、貸借、管理ならびに鑑定
- 9 建設工事の設計、施工、監理ならびに請負
- 10 建設設備機器の企画、開発、販売ならびに輸出入
- 11 太陽光等の自然エネルギー事業、これに関するコンサルティング及び設備機器の企画、開発ならびに販売
- 12 住宅部材ならびに土木建築用および各種水道用資材の製造ならびに販売
- 13 造園事業、緑化事業ならびに庭園資材および園芸品の生産、加工ならびに販売
- 14 スポーツのイベント、映画、演劇、演芸、コンサート、パーティ、博覧会、講演会、セミナー等各種イベントの企画、運営ならびに仲介
- 15 総合リース業
- 16 旅行業
- 17 海上運送業、航空輸送代理業ならびに運送取扱業および代理業
- 18 コンピューターによる事務代行業務およびコンピューターの製造販売
- 19 コンピューターのシステム開発およびソフトウェアの研究開発
- 20 コンピューターを利用した情報ネットワークによる情報処理サービスならびに情報提供サービス
- 21 映画、ビデオ等の映像の制作

- 22 出版物の印刷、企画、製作および販売
- 23 被服、服飾品および宝飾品の企画、販売ならびに輸出入
- 24 美術工芸品および装飾品の企画、販売ならびに輸出入
- 25 家具、家具部材、造作類、食器類の企画、販売ならびに輸出入
- 26 車輛、船舶のレンタル、販売ならびに輸出入
- 27 園芸用品、日用品雑貨の企画、販売ならびに輸出入
- 28 化粧品、医薬部外品、農薬の企画、販売ならびに輸出入
- 29 飲食品、酒類、タバコの企画、販売ならびに輸出入
- 30 魚介類等の海産物の養殖、加工ならびに販売
- 31 広告代理業
- 32 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- 33 古物の売買および受託販売
- 34 福利厚生代行業
- 35 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育ならびにコンサルタント業務
- 36 投資業務
- 37 経営および財務に関するコンサルタント業務
- 38 有価証券の取得、保有および運用
- 39 投資事業組合財産の運用および管理
- 40 投資事業組合財産持分の募集および販売ならびにその取扱い
- 41 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
- 42 有価証券の売買等の媒介・取次・代理
- 43 金銭貸借の媒介に関する業務
- 44 金銭債権の売買またはその媒介、取次若しくは代理にかかる業務
- 45 貸出参加契約の締結またはその媒介、取次若しくは代理にかかる業務
- 46 信用保証業務
- 47 投資顧問業
- 48 有価証券の売買（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引）
- 49 関連各種企業に対する経営指導
- 50 前各号に直接、間接に必要なまたは有利な付帯事業

当社は前各号の事業に関連する事業に投資しまたは会社設立の発起人となることができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機 関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8百万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求する権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は、20 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定め、必要により取締役相談役若干名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、ならびに取締役顧問若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第 21 条 取締役社長は会社を代表する。

2 必要により取締役会の決議によって役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の取締役会議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠の監査役(予選監査役)の選任決議が効力を有する期間は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。